公表基準等の解説

「中小企業の会計に関する指針」の改正概要

ASBJ専門研究員 宮治 哲司

1. はじめに

企業会計基準委員会(ASBJ)、日本公認会計士協会、日本税理士会連合会及び日本商工会議所(以下「関係四団体」という。)並びに学識経験者等から構成される「『中小企業の会計に関する指針』作成検討委員会」(以下「検討委員会」という。)が平成28年1月26日に開催され、「中小企業の会計に関する指針」(以下「中小会計指針」という。)の改正が承認され、平成28年2月2日に公表された¹。本稿では、中小会計指針の概要及び今回の改正点等の概要を紹介する。なお、文中の意見にわたる部分は筆者の私見であることをあらかじめお断りする。

2. 中小会計指針の概要

(1) 目的及び適用対象会社

中小会計指針は、「中小企業の会計に関する研究会報告」(中小企業庁、平成14年6月)、「中小企業会計基準」(日本税理士会連合会、平成14年12月)、及び「中小企業の会計のあり方に関する研究報告」(日本公認会計士協会、平成15年6月)の3つの報告書を統合する形

で平成17年8月に公表された。この指針は、中小企業が、計算書類の作成に当たり、拠ることが望ましい会計処理や注記等を示すことを目的とし、とりわけ、会計参与が取締役と共同して計算書類を作成するに当たって拠ることが適当な会計のあり方を示すものであるとされている(中小会計指針第3項)²。

中小会計指針の適用対象会社については、<u>以</u> 下を除く株式会社とするとされている。

- ① 金融商品取引法の適用を受ける会社並びに その子会社及び関連会社
- ② 会計監査人を設置する会社(大会社以外で 任意で会計監査人を設置する株式会社を含 む。)及びその子会社

(2) 中小会計指針の作成にあたっての方針

中小会計指針は、取引の経済実態が同じであれば会計処理も同じになるよう、企業の規模に関係なく会計基準が適用されるべきであるという考え方に基づくものである。しかし、中小企業においては、投資の意思決定への役立ちを重視する ASBJ が公表する会計基準を一律に強制適用することが、コスト・ベネフィットの観点から必ずしも適切とは言えない場合がある。そこでは、配当制限や課税所得計算など、利害調整の役立ちに、より大きな役割が求められていると考えられる。また、中小企業において

¹ 本指針の全文については、ASBJのウェブサイト (https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/press_release/domestic/sme26/) を参照のこと。

² もっとも、会計参与を設置している会社が、中小会計指針に拠らずに、会計基準に基づき計算書類を作成することを妨げるものではないとされている。

は、経営者自らが企業の経営実態を正確に把握 し、適切な経営管理に資することの意義も、会 計情報に期待される役割として大きいと考えら れる。中小会計指針では、この点を考慮して、 会計処理の簡便化や法人税法で定める処理を会 計処理として適用できる場合など、中小企業が 拠ることが望ましい会計処理や注記等を示して いる(中小会計指針第6項)。

3. 今回の改正点等の概要

(1) 改正手続

中小会計指針は、これまで、ASBJ が公表す る会計基準の新設又は改正、関係法令の改正等 に伴い、ほぼ毎年改正を行ってきている。

中小会計指針の改正にあたっては、「中小企 業の会計に関する指針作成検討専門委員会| (以下「専門委員会」という。) を開催して改正 の必要性を検討して公開草案を公表した上で、 専門委員会で寄せられたコメントへの対応案を 検討した後に、検討委員会を開催して審議を行 い、承認を得ることとしている。

(2) 今回の改正点

今回の中小会計指針の改正点は以下のとおり である。いずれも、中小会計指針における従来 の取扱いの明確化を図ったものであり、従来の 取扱いの変更を意図したものではない。

- ① 重要性の原則が本指針のすべての項目に適 用され、各論に特段の記載がなくとも、重要 性の乏しい項目に関しては簡便な会計処理の 方法によることができることを明確化した。
- ② 固定資産の減損を行わなければならない場 合について、会社計算規則第5条第3項第2

号の記載に合わせて、「予測することができ ない減損が生じたとき又は減損損失を認識す べきとき」(下線部分を追加記載)とした。 ただし、これにより、固定資産の減損に係る 会計基準が適用される場合を限定している従 来の取扱いについての変更を意図したもので はない。

- ③ 税効果会計の適用にあたり、一時差異に重 要性がない場合の取扱いについて、「要点 | の記載と整合性を図るため、「一時差異に重 要性がない場合には繰延税金資産及び繰延税 金負債を計上しないことができる」とするよ う表現を変更した。
- ④ 本指針を適用している会社が、企業会計基 準第24号「会計上の変更及び誤謬の訂正に 関する会計基準」に基づく会計処理を行わな い場合には、個別注記表における誤謬の訂正 に関する注記は必要ないことを明確化した。

(3) 「今後の検討事項」(資産除去債務)の取扱 いの検討

中小会計指針では、「今後の検討事項」とし て「企業会計基準第18号『資産除去債務に関 する会計基準』(以下「資産除去債務会計基準」 という。)の取扱いについては、今後の我が国 における企業会計慣行の成熟を踏まえつつ、引 き続き検討することとする。」とされている。 検討委員会では、資産除去債務会計基準が金融 商品取引法適用会社等に対して適用されてから 5年が経過したことを勘案し、今後、資産除去 情務を「各論」の一項目として取り扱うかどう かについて、中小企業関係者の意見を踏まえ、 コスト・ベネフィットも考慮して検討を行って いくこととしている。